

狙われる！？18歳・19歳「金(かね)」と「美(び)」の消費者トラブルに気をつけて！

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。また、20歳代前半(20~24歳)で多くみられる儲け話や美容関連の消費者トラブルに、成年になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがあります。



相談事例

■未成年時に投資用USB^{※1}を勧誘され、成人してすぐに借金を指南されて契約した大学の寮の先輩から「バイナリーオプション^{※2}で儲かっている。もっと儲かっている人から話を聞いてみないか」と誘われて、3人で会うことになった。先輩に紹介された人から「投資用USBを使用すると、1万円を1年間で何百万にすることができる。定年までの生涯年収では一生を暮らすことができない。投資用USBは50万円だが、今投資すれば後で楽に暮らすことができる」と説明された。

その時はまだ19歳だったため、20歳になってから投資用USBを購入することになった。20歳になってすぐ契約書を記入したところ、学生ローンからの借り入れを指南され、学生ローン3社から合計50万円を借り入れて代金を支払った。その後、販売業者のセミナーに複数回参加したり、購入した投資用USBを使ってバイナリーオプションをやってみたりしたが、勧誘時の説明と異なり儲からない。契約を解約し、返金してほしい。



※1 投資用USBとは
投資で高額収入を受けるためのノウハウ等と称して販売している情報が入ったUSBメモリのこと。

※2 バイナリーオプション取引とは
あらかじめ決められた時点の騰落を予測し、ある値よりも高いか低いか、二者択一で選ぶ取引です。取引の簡明さと比べ、仕組み自体は複雑で、投資元本を失う恐れがあり、期待する投資成果を得るためには、知識や経験が必要なリスクの高い取引です。

若者へのアドバイス

- ・うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう。
- ・クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう。
- ・トラブルに遭ったと感じた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

その他、以下のような相談も寄せられています。

- ・ SNS で知り合った人に儲かる情報商材^{※1}を勧誘され、契約したが儲からなかった。
- ・ 無料エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった。
- ・ 包茎の無料相談に行ったら、親の同意なく即日施術されてしまった。
- ・ 低価格で1回限りの購入だと思って申し込んだが、支払総額が高額な定期購入だった。
- ・ 支払総額が高額な定期購入だとわかり、販売業者に未成年者契約の取り消しを求めたが拒否された。



※1 情報商材とは

インターネットの通信販売等で、副業・投資やギャンブル等で高額収入を受けるためのノウハウ等と称して販売している情報のこと。情報商材の形式は、PDF等の電子媒体、動画、メールマガジン、アプリケーション、冊子、DVD等がある。

(金融庁、消費者庁及び国民生活センターHPより一部引用)

5月は消費者月間

※「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。



🔍 | 消費者庁 消費者月間

検索

(消費者庁HPより一部引用)

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

【来所相談へのお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、来所による相談をお控えいただき、電話相談をご利用いただきますようお願いいたします。

■ 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分

■ 相談日 ➤ 月曜日～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。

■ 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

まずは
お電話を

